

第 10 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成25年3月15日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 10 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成25年3月15日(金曜日)

午前9時59分開議
午前11時3分休憩
午前11時9分開議
午後0時29分閉会

本日の会議に付した事件

議案第33号 平成25年度熊本県一般会計予算

議案第36号 平成25年度熊本県収入証紙特別会計予算

議案第44号 平成25年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

議案第48号 平成25年度熊本県公債管理特別会計予算

議案第54号 熊本県防災会議条例及び熊本県災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 熊本県統計調査条例の一部を改正する条例の制定について

議案第88号 包括外部監査契約の締結について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①熊本県地域防災計画の見直しについて
- ②経営戦略的視点に立った県有財産の管理に関する基本方針(案)について
- ③「フードバレー構想(仮称)案」について

出席委員(7人)

委員長 池田和貴
副委員長 東 充美
委員 早川英明
委員 氷室雄一郎
委員 荒木章博
委員 鎌田 聡
委員 重村 栄

欠席委員(1人)

委員 中村博生

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 田 嶋 徹
危機管理監 佐藤祐治
秘書課長 山口達人
首席審議員兼広報課長 田中浩二
危機管理防災課長 福島誠治
知事公室付政策調整監 成 富 守

総務部

部長 駒崎照雄
政策審議監 鷹尾雄二
文書私学局長 岡本哲夫
総務税務局長 倉永保男
総括審議員兼市町村局長 小嶋一誠
人事課長 古閑陽一
財政課長 濱田義之

県政情報文書課長 本 田 雅 裕
 私学振興課長 仁 木 徳 子
 総務事務センター長 兼 行 雅 雄
 管財課長 吉 永 一 夫
 税務課長 渡 辺 克 淑
 市町村行政課長 能 登 哲 也
 市町村財政課長 山 口 洋 一
 消防保安課長 原 悟
 企画振興部
 部 長 錦 織 功 政
 理事兼
 交通政策・情報局長 小 林 豊
 政策審議監 内 田 安 弘
 総括審議員兼
 地域・文化振興局長 宮 尾 尚
 企画課長 坂 本 浩
 首席審議員兼地域振興課長 津 森 洋 介
 文化企画課長 草 野 武 夫
 政策監兼
 文化・世界遺産推進室長 吉 永 明 彦
 川辺川ダム総合対策課長 福 山 武 彦
 交通政策課長 中 川 誠
 情報企画課長 古 谷 秀 晴
 統計調査課長 池 田 正 人
 出納局
 会計管理者兼出納局長 東 泰 治
 会計課長 福 島 裕
 管理調達課長 前 野 弘
 人事委員会事務局
 局 長 岡 村 範 明
 総務課長 吉 富 寛
 公務員課長 松 永 寿
 監査委員事務局
 局 長 本 田 恵 則
 首席審議員兼監査監 富 永 正 純
 監査監 藤 本 耕 二
 監査監 瀬 戸 浩 一
 議会事務局
 局 長 長 野 潤 一
 次長兼総務課長 黒 田 祐 市

議事課長 佐 藤 美智子
 首席審議員兼政務調査課長 松 永 康 生

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆 彦
 政務調査課主幹 板 橋 徳 明

午前9時59分開議

○池田和貴委員長 ただいまから、第10回総務常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。説明に当たっては、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いをいたします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いします。

○駒崎総務部長 それでは、後議案件として今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

平成25年度当初予算は、新4カ年戦略の実現を加速する施策を積極的に展開するとともに、熊本広域大水害からの復旧、復興を着実に進めるための予算となるよう編成しております。

この結果、一般会計当初予算の規模は7,180億円となり、前年度比43億円の増となっております。

また、このほか、熊本県手数料条例の一部を改正する条例等の各種条例案件等につきましても、あわせて御提案申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等議案につきましては関係課長から

それぞれ御説明申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○池田和貴委員長 次に、財政課長から、平成25年度当初予算の概要等について説明をお願いいたします。

○濱田財政課長 財政課でございます。

A4横の説明資料、表紙に後議、当初予算関係と記載した資料の1ページをお願いいたします。

当初予算の概要を御説明いたします。

予算の基本的な考え方については、ただいま総務部長が申し上げたとおりでございます。具体的には下段のほうをごらんいただきたいと思っておりますけれども、当初予算の特色として2点挙げてございます。1点目は、幸せを実感できるくまもとの実現ということでございます。4カ年戦略の4つの方向性に沿いまして、一般財源で65億、総額で139億の事業を計上いたしております。

2点目でございますけれども、熊本広域大洪水からの復旧、復興ということでございます。災害復旧事業等々、156億円を計上いたしております。

2ページをごらんいただきたいと思っております。

2ページは、財政健全化に向けた取り組みということで、指標を2つ御説明したいと思います。

まず、①でございますが、プライマリーバランスの確保でございます。今回の当初予算におきましても、通常債残高についてはマイナスの240億円ということで減少をいたします。

なお、その次の次の米印で記載をいたしておりますが、平成24年度末の通常債の残高見込み額、これは1兆円を切りまして9,796億円となる見込みでございます。

また、2番目の財政調整用の4基金残高で

ございます。これにつきましては、昨年から4億円の積み増しということで、86億円の残高というふうになってございます。

3ページをお願いいたします。

当初予算の規模でございます。ただいま総務部長から申し上げたとおり、7,180億円ということでございます。社会保障費の増あるいは広域大洪水関係の事業、この増加が主要因となって増加になってございます。

4ページをお願いいたします。

4ページから5ページにかけては、一般会計のほか、16の特別会計、それと4つの企業会計、それぞれの当初予算を一覧にしてございます。よろしく願います。

6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入予算でございます。

まず、6ページの1の県税でございますが、対前年度1.5%減の1,320億円余を見込んでおります。

また、ちょっと飛びまして5番の地方交付税でございますけれども、対前年度1.4%減の2,146億円余という数字を見込んでございます。

7ページに移っていただきまして、9番の国庫支出金につきましては、広域大洪水関係の事業の増加などによりまして、対前年度9.3%増の1,070億円余を見込んでおります。

12番目の繰入金でございますが、これにつきましては、国の経済対策基金からの繰入金の減少ということで、対前年度比15.3%の減でございます。

最後に、15番目の県債でございますけれども、災害関係事業など投資的経費が増加することに伴いまして、財源でございますこの県債も、対前年度6.4%の増ということで見込んでございます。

8ページをお願いいたします。

8ページから9ページにかけては歳出予算でございます。

まず、8ページでございますが、1番目の

一般行政経費でございます。増減率をごらんいただきますと、対前年度比1.6%減ということで、額的には4,619億円余という数字を見込んでございます。

その内訳でございますが、(1)の人件費は減少、それから(2)の扶助費につきましては、引き続き増加という傾向、それから(3)の物件費、(4)のその他については、基金活用事業の縮小等により減少という傾向にございます。

9ページをお願いいたします。

9ページの2でございますが、投資的経費でございます。投資的経費につきましては、対前年度比11.6%増ということで、1,370億円余を計上いたしております。

その内訳をごらんいただきますと、(1)の普通建設事業費の補助分でございますが、これは災害関連事業の増加等により対前年度比18.9%の増、それから単独分につきましては、国の経済対策基金を活用する事業が減少したことによりまして、対前年度比3.9%の減少となっております。

(2)の災害復旧事業につきましては、広域大被害関係の事業、復旧事業の増加によりまして、対前年度比250%余の増加ということでございます。

引き続き、3番の公債費をお願いいたします。対前年度から微増にとどまって、1,143億円余を見込んでございます。

最後の4番、繰出金でございます。これにつきましては、38.1%の減少ということで見込んでございます。

10ページをお願いいたします。

10ページにつきましては、歳入におきまして計上いたしました県債につきましては、起債の目的ごとに限度額や起債の方法などを定めているものでございます。

以上が当初予算の概要でございます。よろしくをお願いいたします。

○池田和貴委員長 次に、各課の説明に入りますが、まず人事課長に各課共通の職員給与について説明を求めた後、関係課長から順次説明をお願いします。

○古閑人事課長 人事課でございます。

各課からの説明に先立ちまして、今回お願いをしております職員給与費につきましては、人事課の例で一括して御説明をいたします。委員会説明資料の17ページをお願いいたします。

資料上段の一般管理費でございますが、6億9,100万円余を計上いたしております。

その内訳は、右側の説明欄にございますが、(1)職員給与費3億7,700万円余につきましては、平成25年度におきます人事課の職員給与費でございます。これは、平成25年1月1日現在の人事課の職員の給与費で積算したものでございます。また、(2)時間外勤務手当等保留分3億1,400万円余につきましては、災害等に備えまして時間外勤務手当の一部を人事課で一括計上しているものでございます。

なお、他の所属の職員給与費につきましても、人事課と同様でございますので、この後の各課からの説明は省略をさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○成富政策調整監 知事公室付でございます。資料、戻りまして12ページの上段をお願いします。

計画調査費として2,150万円余を計上しております。説明欄をごらんください。

内訳としましては、政策調整費として、前年度比シーリングの5%減の150万円余、また、知事トップマネジメントを補佐するための重要政策調整費として、前年同額の2,000万円を計上しています。

以上、御審議のほどよろしくお願ひします。

○山口秘書課長 秘書課でございます。

同じく、資料12ページの下段をお願ひいたします。右端の説明欄をごらんください。

一般管理費のうち、庁費として4,000万円余を計上しております。

内容といたしまして、知事、副知事の活動費など、秘書課の運営経費としましておよそ2,500万円、また、ことし10月に開催します全国豊かな海づくり大会に皇室が御臨席いただくための経費として1,500万円余を計上しております。

以上、御審議のほどお願ひいたします。

○田中広報課長 広報課でございます。説明資料の13ページをお願ひいたします。

広報費として2億6,100万円余を計上しております。右端の説明欄をごらんください。

まず大きな1番、広報事業費の2億3,600万円余は、県の重要な施策等の情報を新聞、広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して提供する経費及び全国、海外に向けて熊本をPRするための経費でございます。

ずっと下がります大きな2番、広聴事業費の140万円につきましては、県民の皆さんの意見や提言を県政に反映させていく広聴活動に要する経費でございます。

最後の3番、広報諸費の2,400万円余は、広報課の運営及び県庁の受け付け業務などに要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○福島危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。14ページをお願ひします。

まず、上段の一般管理費でございますが、説明欄2の(1)は、危機管理に関する事務経

費です。(2)は、国民保護に関する国との共同図上訓練の実施に要する経費等でございます。

下段の防災総務費でございますが、2の(1)は、自主防災組織の組織率を向上させるため、新たに専任の非常勤職員を配置し、自主防災組織の設立を担う市町村を支援するとともに、補助制度についても見直しを行い、新設組織1団体当たり5万円の定額補助とし、2年目、3年目も、訓練経費として1団体当たり2万円を補助する制度に変更することとしております。次に(2)は、市町村の防災体制強化を支援するため、市町村が実施します防災図上訓練に県担当者を派遣し、助言等を行うものです。3カ年で全市町村を一巡したいと考えております。次に、(3)住民避難モデル実証事業は、熊本広域大水害の検証を踏まえ、梅雨時期等において夜間に大雨が予想されるような場合に、前日の夕方から避難所から避難所に予防的に避難する取り組みを進めるものでございます。次の(4)みんなで防災力アップ対策事業は、さまざまな広報媒体を用いて防災力向上に向けた普及啓発を行い、県民一人一人の防災意識の底上げを図るものでございます。

15ページをお願ひします。

(5)官学連携による防災・減災対策推進事業は、昨年12月に熊大に設立されました減災型社会システム実践研究教育センターと連携して、防災、減災に関する調査研究を行うものです。この4月から県職員1名を派遣する予定にしております。(6)は、県総合防災訓練実施等に要する経費でございます。なお、来年度は、荒尾市で総合防災訓練を開催する予定にしております。(7)は、市町村が実施する防災訓練への支援として、防災訓練アドバイザーの派遣や、今年度から始めました市町村との共催による津波避難訓練に要する経費でございます。(8)と次の3につきましては、防災情報システムや防災行政無線の維持

管理に要する経費等でございます。

全体で3億9,375万円余を計上しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○古閑人事課長 人事課でございます。委員会資料の17ページをお願いいたします。

下段の人事管理費でございますが、46億6,000万円余を計上いたしております。

右側の説明欄ですが、主なものとしては、(2)の人事課の運営経費、(3)の外部監査の実施に要する経費、3の知事部局職員の退職手当、4の職員研修に要する経費などがございます。

なお、前年度と比較して400万円余の増額となっておりますのは、主に退職手当が増額したことに伴うものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○濱田財政課長 財政課でございます。

引き続き、18ページをお願いいたします。

2段目から御説明いたします。

財政管理費でございます。課の運営費、財政調整用基金などの利子の積み立てでございます。

3段目の元金、それから、4段目の利子、5段目の公債費諸費でございますけれども、これは説明欄に記載のとおり、いずれも県債に係る元金あるいは利子の償還、それから発行の手数料等を計上しているものでございます。以前にも公債特別関係の繰出金を計上いたしております。これは市場公募債と借換債を特別会計のほうで扱いますので、その分について繰り出すというものでございます。

最下段の予備費をごらんください。昨年度同額の2億円を計上いたしております。

19ページをお願いいたします。

特別会計でございます。市場公募債及び借換債を扱います。

最上段の元金でございます。説明欄をごら

んいただきますと、1番と2番に記載しておりますとおりに、借換債に係る償還元金を計上いたしております。

また、説明欄の3でございますが、市場公募債につきましては、満期が到来したときに一括して償還をいたしますので、財政負担が集中しないように、毎年度分割をして積み立てるといような経費でございます。

2段目の利子をごらんください。

説明欄をごらんいただきますと、市場公募債及び借換債の利子を計上しているということを書いてございますが、説明欄の中段をちょっとごらんいただきたいと思います。

全国市場公募債の発行計画をここに記載いたしております。昨年同様でございますけれども、共同発行債を300億円、個別発行債を200億円というふうに発行する予定でございます。

最下段でございます。公債諸費につきましては、手数料並びにPR経費等々を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

先ほど申し上げました全国型市場公募債のうち共同発行債につきましては、36の地方公共団体が共同して発行いたしますけれども、その際に、全ての発行団体が連帯して債務を負うということになってございます。したがって、来年度の36団体の発行総額から、本年度、本県が発行する300億円を控除した残りの1兆4,870億円について債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

財政課は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。資料の21ページをお願いいたします。

まず、上段の文書費につきましては、5,655万円余を計上いたしております。説明欄をお

願いいたします。

これは、行政文書の管理等に要する経費、情報公開事務、新公益法人制度の推進に関する事務及び県公報の発行に要する経費でございます。

次に、諸費の373万円につきましては、東京周辺の県出身大学生の寮でございます有斐学舎を運営しております財団法人肥後奨学会へ運営経費の一部を助成するものでございます。

下段の大学費につきましては、9億688万円余を計上いたしております。これは、公立大学法人熊本県立大学の業務の財源に充てるために交付する運営費交付金、県立大学の業務実績の評価等を行います評価委員会の運営に要する経費等でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○仁木私学振興課長 私学振興課でございます。説明資料の22ページをお願いいたします。

諸費及び私学振興費、合わせて126億9,000万円余を計上いたしております。これは私学振興のための各種助成費等でございます。主なものを御説明いたします。右の説明欄をごらんください。

私学振興費のうち、4、私学振興助成費でございますが、(1)の私立高等学校等経常費助成費補助は、私立学校の教育条件の維持向上等のために、私立幼稚園、中学、高校に経常的経費の補助を行うものでございます。(2)の私立幼稚園特別支援教育経費補助は、障害児を受け入れて特別支援教育を行う私立幼稚園に対して補助を行うものでございます。(3)の私立高等学校授業料等減免補助は、経済的理由により就学が困難な生徒に対して授業料等の減免を行う私立高等学校に対して補助を行うものでございます。1つ飛びまして(5)の私立高等学校等就学支援金事業

は、私立高校生等の授業料負担を軽減するため、就学支援金を給付するものでございます。(6)の私立学校施設耐震化促進事業は、私立学校施設の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震補強工事、耐震改築工事の経費に対して助成を行うものでございます。

23ページをお願いいたします。

(7)から(13)は、熊本時習館構想関連事業でございます。(12)の熊本時習館スクールソーシャルワーカー派遣事業は、不登校、いじめなど、さまざまな課題を抱える私学生徒世帯に対して支援を行うスクールソーシャルワーカーの派遣に要する経費でございます。(13)の熊本時習館海外チャレンジ推進事業は、グローバル人材の育成のため、英語力向上のための特別講座の実施など高校生の海外大学進学等を推進するため、海外チャレンジ塾――仮称でございますが、チャレンジ塾の開設に要する経費でございます。(8)の海外進学給付金事業等とあわせ、総合的に支援してまいります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○兼行総務事務センター長 総務事務センターでございます。24ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございますが、右側説明欄の2の庁費をごらんください。

共済組合事業3,500万円余は、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合への負担金でございます。

次に、中段の人事管理費でございますが、全体で7億1,300万円余をお願いしております。右側の説明欄をごらんください。

1の人事管理費は、県庁の庶務事務の集中処理に係るものでございまして、(1)の総務事務センター運営費は、嘱託の人件費及び事務費、(2)の庶務事務システム等運用費が、システムの保守管理、機器リースなどに必要

な経費でございます。

また、2の職員福利厚生費は、県職員の福利厚生全般に係る経費でございますが、(1)の職員の健康管理費等は、職員の健康診断や人間ドック等に要する経費で、(2)の職員住宅管理費が、職員住宅に係る建設費の償還や維持、補修の経費でございます。

3の児童手当は、職員に対する児童手当の支給に要する経費でございます。

次に、一番下の恩給及び退職年金費でございますが、元職員の遺族に対する扶助料の支給に関する経費として5,800万円余をお願いしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉永管財課長 管財課でございます。説明資料の25ページをお願いいたします。

下の段の財産管理費について御説明させていただきます。説明欄をごらんください。

まず、1の財産管理費として2億800万円余を計上いたしております。(1)の財産管理費は、庁舎等県有物件の火災共済に掛ける掛金でございます。(2)の市町村交付金は、職員住宅、貸し付け財産等が所在する市町村に支払う固定資産税にかわる交付金でございます。

次に、2の財産管理処分費2,100万円余は、普通財産の売却のための不動産鑑定料や境界測量費等の委託費及び除草等に係る経費でございます。

次に、3の庁舎等管理費は、県庁舎の維持管理に係る基本的な管理経費でございますが、(1)の庁舎管理費は、県庁舎の光熱水費及び警備等に関する経費、(2)の庁舎維持補修費は、清掃、空調、給排水等の維持、補修に係る経費でございます。(3)の県庁舎LED導入事業は、新規事業でございますが、本県は省エネ先進県を目指しておりますが、県庁率先行動として県有施設へのLED照明の

導入を進めるため、まず県庁新館へ実証的に導入するほか、駐車場にLED照明を導入するものでございます。(4)の電話管理費・自動車管理費は、県庁舎の電話設備の賃借料、公用車の管理経費でございます。

次に、4の財産利活用推進費でございます。県有財産の保有や運用等につきましては、総合的な管理を行うことにより維持管理費の削減や未利用地の売却等を推進する必要がありますが、現在そのための基本方針を策定しております。この基本方針を具体的に推進するため、施設の老朽化度の把握や長期的な維持管理費の試算を行い、これを踏まえた長寿命化等を図ることとしておりますが、このための施設調査等を行う必要がありますので、これに要する経費を計上いたしております。

なお、この基本方針につきましては、審議終了後のその他報告事項で報告させていただきます。

管財課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡辺税務課長 税務課でございます。26ページをお願いいたします。

1段目の税務総務費でございますが、26億3,200万円余を計上しております。

主なものといたしまして、説明欄の3、納税奨励費は、軽油引取税の特別徴収義務者に対する事務取扱交付金のほか、県税に係る広報や租税教育の推進に要する経費などがございます。6、県税事務オンラインシステム維持管理費は、県税システムの運用、改修等に要する経費でございます。8、ふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、ふるさと納税としていただきました寄附金を基金に積み立てるものでございます。

次に、2段目の賦課徴収費でございますが、41億4,800万円余を計上しております。

説明欄の1は、納税通知、収納、滞納整理

等に要する経費、2は、個人県民税を賦課徴収する市町村及び地方消費税を賦課徴収する国に対する徴収取扱費、3は、過誤納還付金でございます。

続きまして、3段目のゴルフ場利用税交付金から次ページにかけましては、税込に伴いました支出が法令上義務づけられております市町村への交付金及び各都道府県への精算金でございます。

税務課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。28ページをお願いいたします。

初めに、地域振興局費でございます。3億5,600万円余を計上しておりますが、主なものについて御説明いたします。

(1)の地域振興局管理運営費は、総合庁舎の光熱水費等、管理運営に要する経費でございます。(2)の総合庁舎維持補修費は、総合庁舎の清掃など、維持管理委託及び修繕に要する経費でございます。(3)の地域振興局活動推進費は、地域づくりの推進や地域が抱える課題の解決等に取り組むための広域本部及び地域振興局の活動費でございます。

下段の諸費でございます。これは国からの委託により行います自衛隊員の募集啓発に要する経費でございます。

29ページをお願いいたします。

自治振興費といたしまして14億800万円余を計上しております。主なものについて御説明いたします。

(2)の権限移譲事務市町村交付金は、県から市町村に権限移譲しております事務の処理に要する経費に対する交付金でございます。

(3)の市町村自治宝くじ交付金は、市町村振興宝くじ収益金に係る財団法人熊本県市町村振興協会に交付する交付金でございます。

(4)の住民基本台帳ネットワークシステム推進事業は、システムの維持、運営に必要な負

担金、システムの保守管理に要する経費でございます。

次に、選挙管理委員会費でございます。1,700万円余を計上しております。

1の委員報酬は、選挙管理委員会委員4名分の報酬でございます。4の政治資金関係事務費は、政治団体の管理事務及び収支報告書の受け付け等に要する事務でございます。

30ページをお開きをお願いいたします。

1段目の選挙啓発費は、明るい選挙啓発事業に要する経費でございます。

2段目の参議院議員選挙費でございますが、9億8,300万円余を計上しております。これは、平成25年7月28日、任期満了に伴う参議院議員通常選挙の執行経費でございます。

以上、市町村行政課でございました。よろしくをお願いいたします。

○山口市町村財政課長 市町村財政課でございます。資料の31ページをお願いします。

上の表の2段目の自治振興費として3,100万円余を計上しております。

説明欄1の自治振興支援費等でございますが、これは市町村等への財政支援に伴います事務費及び市町村交流職員の給与負担金でございます。(2)の市町村行政体制強化事業でございますが、これは市町村の行政体制整備支援のための事務費でございます。

続きまして、下の表の熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計でございます。

1段目の市町村振興資金貸付金でございますが、2億円余を計上しております。これは市町村等が実施します公共施設整備事業等に対します貸付金と県の事務処理に要する事務費でございます。

次に、2段目の一般会計繰出金1億100万円でございますが、これは市町村行政課におけます地域振興局活動推進費及び消防保安課におけます消防広域化推進事業の財源として

一般会計に繰り出すものでございます。

以上、市町村財政課でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○原消防保安課長 消防保安課でございます。32ページをお願いいたします。

まず、上段の防災総務費についてですが、説明欄2の防災対策費2億2,300万円余は、防災消防ヘリコプター「ひばり」の運航管理費及び防災航空センターの施設の維持管理費等に要する経費に加えまして、25年度、新たに「ひばり」の安全性を高め、機能強化を図る予算を計上いたしております。

次に、消防指導費につきましては、説明欄2の消防費の(4)消防広域化推進事業としまして3,200万円余を計上いたしております。

これは、先ほど市町村財政課から説明のありました繰出金の一部を財源としまして、中央ブロックの熊本市及び高遊原南消防組合の広域化に伴い必要となる経費を支援するための交付金、並びに今後の県内の消防体制強化の方策等を検討するために設置します委員会の運営経費でございます。

説明欄4の消防学校費につきましては、消防学校の管理運営、維持補修及び消防本部からの派遣教官の人件費負担金でございます。

33ページをお願いいたします。

火薬ガス等取締費につきましては、火薬類、高圧ガス、LPガス、電気工事等の許認可や検査など、産業保安に要する経費でございます。

消防保安課、合計で5億3,800万円余を計上しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○坂本企画課長 企画課でございます。説明資料35ページをお願いいたします。

まず、諸費で4億3,294万円余をお願いしております。内容につきましては、右側の説明欄をごらんください。

主なものとしましては、東京事務所の管理運営費や東京在住の職員の宿舍借り上げ料及び銀座熊本館の設備改修等でございます。

次に、計画調整費で5億2,362万円余をお願いしております。説明欄をごらんください。

1の開発促進費に2,770万円余を計上しております。主なものとしましては、全国知事会や各種協議会等への負担金及び事務費の1,589万円でございます。

次に、2の企画推進費に4億5,591万円余を計上しております。主なものとしまして、(1)の幸せ実感くまもと4カ年戦略推進事業は、政策評価に係る4カ年戦略委員会の開催や県民アンケートの実施及び4カ年戦略の広報に要する費用でございます。(2)の政策推進事業は、将来の県政発展に向けた調査研究及びくまもと未来会議に要する経費でございます。(3)の幸福量(幸せ実感)指標化挑戦事業539万円余は、幸福量指標の有効性検証や県民の幸福量増大に向けたアイデアなどのコンテストに要する経費でございます。(4)の地域づくり“チャレンジ”推進事業4億円は、住民等による自主的な地域づくり及び複数市町村等が連携して取り組む事業に対する助成でございます。(5)のフードバレー構想推進事業1,253万円は、県南地域の活性化に向けたフードバレー構想を推進するための協議会の経費に対する負担金等でございます。

なお、フードバレー構想につきましては、後ほど御報告させていただきます。

最後に、3の世界チャレンジ支援基金積立金でございます。世界チャレンジ支援基金積立金につきましては、先議で御承認いただきました世界チャレンジ支援基金の積立金として4,000万円を計上しております。このうち2,000万円は民間からの寄附を予定しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○津森地域振興課長 地域振興課でございます。資料の36ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、4億2,597万円余をお願いしております。内訳につきまして、資料右の説明欄により御説明いたします。

まず、1の開発促進費2億8,963万円余の主な事業でございます。「環境首都」水俣・芦北地域創造事業につきましては、水俣・芦北地域における環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくりへ支援する経費でございます。

次に、2の企画推進費8,791万円余の主な事業でございますが、(1)水俣・芦北地域産業振興と雇用創出事業につきましては、第5次水俣・芦北地域振興計画に掲げる産業振興と雇用創出を図るための起業化、業務拡大に対する支援等でございます。(2)の公園維持費(熊本駅周辺)につきましては、熊本駅周辺の都市公園施設の維持管理に要する経費でございます。次に、(3)阿蘇草原再生事業につきましては、阿蘇の草原を守り、引き継ぐためのボランティアなどの支えて拡充の取り組みなどに要する経費でございます。次に、(4)ロアッソ熊本支援県民運動推進事業につきましては、ロアッソ熊本を核とした地域づくりに要する経費でございます。

次に、3の特定地域振興対策費319万円余でございますが、過疎、離島など、特定地域の支援対策に要する経費でございます。

最後に、4の土地利用対策費4,523万円余でございますが、国土利用計画法に基づきます土地取引の届け出に対する審査や地価調査の実施等に要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○草野文化企画課長 文化企画課でございます。説明資料の37ページをお願いします。

まず、計画調査費について、説明欄で御説明いたします。

1の文化企画推進費、1億3,800万円余でございます。(1)の熊本県芸術文化祭推進事業は、熊本県文化協会等と共同して実施することも芸術祭の負担金でございます。(2)の各種文化団体補助金等は、熊本県文化協会や九州文化協会など、文化団体への補助金、負担金でございます。(3)の博物学関係事業は、松橋収蔵庫における資料の収集、整理、自然観察会、企画展示等でございます。(4)の世界文化遺産登録推進事業は、阿蘇を初めとする県内3資産の世界文化遺産登録推進費に係る経費でございます。(5)の「加藤・細川ヘリテージ」プロジェクト事業につきましては、熊本が誇る加藤、細川の歴史や文化を再認識し、次世代に継承する経費でございます。

(6)以下は、25年度の新規事業になります。「くまもと手仕事ごよみ」推進事業は、伝統工芸、伝統食、伝統芸能などから成る熊本の手仕事を、季節ごとにストーリー性を持って情報発信し、次世代への継承につなげる経費でございます。(7)のくまもと若手芸術家海外チャレンジ事業は、芸術家を目指す学生や若手芸術家がチャレンジする海外での研修やコンクール等への参加に対する補助でございます。(8)の松橋収蔵庫保存環境改修整備事業は、松橋収蔵庫における収蔵環境改善のための改修及び増設工事を、5年間の無償譲渡条件つきリース方式で実施する初年度の2カ年分のリース料であります。(9)の松橋収蔵庫サテライト事業は、熊本市との連携により、松橋収蔵庫の所蔵資料等を、平成26年秋にリニューアル予定の熊本市立博物館内に展示するための設計費でございます。

次に、県立劇場、4億円余でございます。(1)の県立劇場施設整備費は、老朽化したエレベーターの更新費でございます。(2)の県立劇場管理運営事業は、指定管理者である公

益財団法人熊本県立劇場へ管理を委託するための経費でございます。

なお、文化費につきましては、世界文化遺産関係事業を計画調査費に統合しましたため、25年度はゼロとなっております。

次に、債務負担行為であります。38ページをお願いいたします。

県立劇場施設整備事業につきましては、平成26年度に1億9,300万円余の限度額を設定しております。これは、コンサートホール、大会議室の照明の昇降設備が老朽化しているため、平成25年度から26年度にかけて更新工事を実施するための必要な設定であります。

次の松橋収蔵庫施設整備事業につきましては、平成26年度から30年にかけて、総額1億2,800万円余の限度額を設定いたしております。先ほど当初予算のところでも御説明しましたとおり、5年間の無償譲渡条件つきリース方式で整備を実施したいと考えておりますので、そのリース料支払いのための必要となる設定でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○福山川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。39ページをお願いします。

計画調査費として12億6,200万円余をお願いしております。内容につきましては、資料右の説明欄により御説明させていただきます。

まず、1の川辺川総合対策費でございます。(1)の川辺川ダム総合対策事業については、川辺川ダム問題をめぐる諸課題への総合的な対応、五木村の振興に要する事務経費として870万円余を計上しております。(2)の五木村振興交付金交付事業については、ふるさと五木村づくり計画に基づくソフト事業及び五木村生活再建基盤整備計画に基づく基盤整備事業に要する経費に充てるための村への交

付金として10億5,100万円余計上しております。

なお、前年度に比べ約3億円の増額となっておりますが、これは基盤整備事業において、水没予定地の利活用の一環として多目的広場の工事に着手すること等による増額でございます。

次に、2の五木村振興基金積立金については、ふるさと五木村づくり計画に基づく事業の財源として基金を積み立てるものですが、元金2億円及び預金利子を加え、計2億200万円余を計上しております。なお、平成25年度までで総額10億円の積み立てを全て完了する予定でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。資料の40ページをお願いいたします。

計画調査費で12億4,000万円余を計上しております。説明欄をごらんください。

まず、1の交通整備促進費でございます。主なものとしましては、(1)の肥薩おれんじ鉄道関連事業につきましては、肥薩おれんじ鉄道を安定的に運行させるために、沿線市町や鹿児島県と連携して行う鉄道基盤整備の維持に要する経費、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業の一環として取り組む駅舎整備に要する経費、肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会への負担金などとして、1億4,000万円余を計上しております。(2)の地域交通企画調整事業につきましては、地域住民の生活の足を維持するため、地方バス運行支援や三セク鉄道の車両更新などの鉄道輸送対策に要する経費などとして、5億3,000万円余を計上しております。

次に、2の空港整備促進費でございます。主なものとしまして、(1)の阿蘇くまもと空港拠点性向上対策事業につきましては、阿蘇くまもと空港整備の直轄事業負担金や新規国際

線開拓に向けた施策を推進するための国際線振興協議会への負担金及び大空港構想推進のための調査検討などに要する経費として、3億3,000万円余を計上しております。(2)の地域航空推進事業につきましては、天草地域の活力維持向上に重要な役割を担っている天草エアラインの安全かつ安定した運航のために、地元市町と連携して行う機材整備に要する経費や天草空港利用促進協議会への負担金などについて、2億1,000万円余を計上しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古谷情報企画課長 情報企画課でございます。資料41ページをお願いいたします。

まず、人事管理費でございますが、5億3,000万円余の予算をお願いしております。内訳につきましては、資料右の説明欄により御説明いたします。

(1)の電子計算管理運営事業につきましては、ホストコンピューターシステムの管理、運営に係る経費でございます。(2)の庁内情報基盤管理運営事業と(3)の電子県庁構築事業につきましては、パソコン調達及び各種情報システムの管理、運営に係る経費でございます。(4)の電子自治体推進事業と(5)の汎用型GIS構築事業は、県と市町村が共同で運用しております電子申請受付システム及び汎用型地理情報システムの運営に係る経費でございます。

次に、計画調査費でございますが、6億3,000万円余の予算をお願いしております。

内訳といたしましては、(1)の熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業につきましては、ネットワークの監視、管理、運営と機器更新に係る工事費及び県庁と各地域振興局とをつなぐ通信回線の借りに係る経費でございます。(2)のくまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進事業につきましては、熊本観

光交通物産案内システム、Kタッチナビの運営に係る経費でございます。(3)の情報通信格差是正事業費補助につきましては、市町村が行う携帯電話基地局整備に係る国庫補助金でございます。(4)のスマートひかりタウン熊本推進事業につきましては、情報通信技術、いわゆるICTを活用しましたモデル事業及び超高速ブロードバンド普及啓発活動などに要する経費でございます。(5)のICTによるアジアに向けた情報発信事業につきましては、アジア向けのポータルサイト構築に要する経費でございます。

以上、情報企画課関係で合計13億2,300万円余の予算をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○池田統計調査課長 統計調査課でございます。資料の42ページをお願いいたします。

まず、1段目の欄、統計調査総務費の説明欄の統計諸費61万円余は、統計功労者表彰などの経費でございます。

次に、2段目の欄、委託統計費2億3,635万円余でございます。これは国から委託を受けて実施します統計調査の経費でございます。

内訳は、説明欄に記載のとおり、毎年実施しております経常調査分として、労働力調査などの12調査の経費8,914万円余、また、5年ごとに実施しております周期調査分として、住宅統計調査などの6調査の経費、1億4,721万円余でございます。

次に、3段目の欄、単県統計費341万円余でございます。これは、県民所得等の推計調査費、推計人口調査費、統計年鑑などの刊行物の作成に要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福島会計課長 会計課でございます。資料の44ページをお願いいたします。

まず、上段の一般会計でございます。

2段目の会計管理費につきまして、1億7,100万円余を計上しております。

主な事業としましては、説明欄(2)の総合財務会計システム管理費1億4,700万円余でございます。前年度に比べ、2,100万円の増額をお願いしております。これは、職員のパソコンのOSが、これまでのWindows XPからWindows 7に変更されることに伴い、総合財務会計システムの改修が必要になったためでございます。

3段目の利子につきまして、1,400万円を計上しております。これは、年間の収支見合いの中で、支払い資金が不足する場合には行います指定金融機関からの一時借入れに伴う支払い利子でございます。前年度と同額を見込んでおります。

次に、下段の収入証紙特別会計をお願いします。

一般会計繰出金につきまして、前年度と同額の30億円を計上しております。これは、各種許認可申請等に伴います収入証紙による手数料収入につきまして、収入証紙特別会計で一元的に管理しております。関係課で受け付けました申請等の実績に応じて、一般会計に繰り出すものでございます。

会計課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○前野管理調達課長 管理調達課でございます。資料の45ページをお願いします。

2段目の会計管理費につきまして、3,720万円余をお願いしております。説明欄をお願いします。

(1)の管理調達事務費でございますが、内訳は、課の運営経費と本庁の物品調達原則一元化に伴います嘱託職員任用の件費を計上しております。(2)の電子入札システム管理運営費でございますが、電子入札システムにつきましては、県と参加市町村で共同運営を

しております。市町村分の負担分につきましては、当課で取りまとめて納付をさせていただいております。市町村分と当課分の負担分を計上しております。(3)のシステム改修費でございますが、新規事業として1,350万円余を計上しております。物品調達案件への参加条件として、県内事業者のみが応札可能とする地域区分の設定を行いますとともに、業者管理システムのソフトのバージョンアップに伴う移行処理を行うものでございます。

続きまして、資料の46ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

県の各機関において契約する業務のうち共通的な業務につきまして、複数年度にわたって役務の提供を受ける必要がある案件につきましては、当課のほうで設定をお願いするものです。

上段の県有施設等管理業務でございますが、限度額160万円余の設定をお願いしております。これは精神保健福祉センターの機械警備委託の1件分でございます。

下段の情報処理関連業務でございますが、限度額2億9,500万円余をお願いしております。これは、土木部の電子納品、情報交換共有システムなどの運用、維持管理費など、4所属4件分でございます。

47ページをお願いします。

事務機器等賃借でございますが、17億9,800万円余をお願いしております。これは警察本部の情報システム関連機器のリースなど、22所属75件分でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉富人事委員会事務局総務課長 人事委員会事務局でございます。資料の48ページの上段をお願いいたします。

まず、委員会費の601万円余につきましては、人事委員会委員3人の報酬及び人事委員

会の運営に要する経費でございます。

次に、事務局費につきましては、1億7,912万円余をお願いいたしております。このうち運営費2,731万円余につきましては、事務局運営費及び県職員等の採用試験の実施、公平審査事務、給与制度等の調査研究に要する経費等でございます。

人事委員会事務局は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○富永監査委員事務局監査監 監査委員事務局でございます。資料は、同じ48ページの下の表をお願いいたします。

上段の委員費2,000万円余につきましては、説明欄にありますように、監査委員4名の報酬等と委員の監査に要する経費でございます。

下段の事務局費のうち、説明欄2の運営費900万円余につきましては、事務局職員の旅費と事務局の運営に要する経費でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○黒田議会事務局次長 議会事務局でございます。資料の49ページをお願いいたします。

まず、上段の議会費でございますが、9億8,823万円余を計上しております。これは、議員報酬、定例会、委員会の費用弁償、委員会の調査活動等の経費でございます。

次に、下段の事務局費でございますが、3億6,387万円余を計上しております。これは、本会議、委員会の運営に係る経費、議会史の編さん費、議会等の施設保全計画策定委託費、本会議場放送設備の更新費、庁舎管理委託や修繕等に係る経費でございます。

議会事務局全体といたしまして、議会費と事務局費の合計で13億5,211万円余を計上しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○福島危機管理防災課長 それでは、表紙に条例等関係と書いてございますA4縦の資料をお願いいたします。

1ページをお願いします。

第54号議案、熊本県防災会議条例及び熊本県災害対策本部条例を一部改正するものでございます。2ページで御説明をさせていただきます。

2の主な改正内容をごらんください。

まず1点目が、熊本県防災会議条例の改正です。

災害対策基本法の一部改正によりまして、都道府県の防災会議の委員に、自主防災組織を構成する者あるいは学識経験者を充てることができるようになったことに伴い、本県の防災会議条例を改正するものでございます。

(2)は、災害対策本部条例の改正でございます。引用する災害対策基本法の項ずれに伴うものでございます。

施行は、公布の日からでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○古閑人事課長 同じ条例等関係資料の3ページをお願いいたします。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。4ページの条例改正案の概要で御説明をさせていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨についてでございますが、職員が著しく危険、困難な業務に従事する場合に支給される特殊勤務手当について、今回、国に準じた見直しを行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容ですが、(1)では、今回、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の蔓延を防止するため、家畜の屠殺や死体の焼却などの作業を手当の支給対象に新たに加え、1日につき380円を支給するものでございます。(2)は、豚やイノシシの疾病である豚丹毒が家畜伝染病から除外されたことに伴い、支給対象

から除く規定の整備を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成25年4月1日といたしております。

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。

熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。6ページの概要で説明をさせていただきます。

1の条例改正の趣旨についてですが、一般職の退職手当の引き下げを踏まえて、知事等の退職手当の額を引き下げるものでございます。

2の主な改正内容ですが、知事等の退職手当の額につきましては、給料月額に在職月数と支給率を乗じて算出をしております。今回、この支給率を、一般職の引き下げ幅を考慮して15%程度引き下げるものでございます。

具体的には、知事につきましては、100分の70を100分の59に、副知事、教育長につきましても、表に記載のとおり、それぞれ引き下げるものでございます。

これによりまして、退職手当の額は、それぞれ知事で650万円、副知事で約370万円、教育長で約180万円程度の減額となる見込みでございます。以上が主な改正内容でございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○濱田財政課長 財政課でございます。引き続き、7ページをお願いいたします。

議案第57号熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

概要のほうを11ページにまとめてございます。そちらをごらんいただきたいと思います。

11ページをお願いいたします。

まず、1番目の条例改正の趣旨でございます。

今回の改正は、いわゆる風営法施行令の改正に伴いまして手数料の改定などがあってございます。それに伴います所要の規定の整備ということでございます。

2番目の主な改正内容をお願いいたします。

(1)でございますが、手数料を改定するものとして、①から⑥掲げてございます。いずれも、風営法施行令に定めます手数料標準額が改定されたことを受け、手数料を改定するものでございます。①は、風俗営業許可に係る手数料、②から⑥にかけては、パチンコ遊戯機の認定等に係る手数料でございます。

(2)でございますが、これにつきましては、また別途法律の改正に伴いまして規定を整備するというものでございます。主に文言の整理でございます。

3の施行期日でございます。それぞれの項目に応じて、ことしの4月1日あるいは公布の日あるいは9月1日からという施行の期日を定めてございます。

最後に4、その他でございますが、今回の改正に伴いまして県の収入証紙条例の改正が必要でございますので、あわせて整理をさせていただきます。

財政課は以上でございます。よろしく願います。

○渡辺税務課長 税務課でございます。12ページをお願いいたします。

第58号議案熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。14ページの条例(案)の概要で御説明いたします。

2の改正内容といたしましては、まず(1)でございますが、現在県税条例で適用除外としております行政手続条例の処分理由の提示に関する規定につきまして、県税条例による

処分にも適用することとする改正でございます。

現在、規則で定める様式上は理由を付記する欄を設けておまして、現在も処分理由を示していること、また、国におきましても、国税通則法等を改正し、行政手続法の理由付記に関する規定を適用することとしたことを踏まえまして、条例上も処分理由の提示を明確にするものでございます。

施行期日は、平成25年4月1日でございます。

次に、(2)でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法の一部改正に伴います地方消費税率の改正でございます。

現行では、100分の25、消費税率換算で1%となっておりますが、平成26年4月1日から、63分の17、消費税率換算で1.7%に、また、平成27年10月1日から、78分の22、消費税率換算で2.2%に引き上げるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○能登市町村行政課長 資料の15ページの第59号議案熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容につきましては、16ページの条例案の概要で御説明いたします。

条例改正の趣旨でございますが、住民の利便の増進または事務の効率化を図る観点から、知事が住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用することができる事務を新たに追加するものでございます。

主な改正内容でございますが、住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により、知事が本人確認情報を利用することができる事務に、次の4つの事務を加えるものでございます。1つ目の屋外広告業の登録等に関する事務では、システムを利用することによりまし

て、登録申請や更新の際に求めておりました住民票の提出を省くことができるということになります。2つ目の港湾施設の使用料の徴収以下3つの事務につきましては、システムを利用することによりまして、納入義務者の住所確認等ができるようになるということで、事務の効率化が図れるという目的でございます。

今回の4つの事務を加えることで、合計35の事務でこのシステムを利用するということになります。

この条例の施行期日につきましては、平成25年4月1日からとしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○池田統計調査課長 統計調査課でございます。資料の17ページをお願いいたします。

議案第60号、熊本県統計調査条例の一部を改正する条例でございます。内容は、19ページの概要で御説明申し上げます。

条例改正の趣旨は、県が行います指定統計調査の調査票情報について、国及び他の地方公共団体へ提供できるようにするため、関係規定を整備するものでございます。

主な改正内容ですが、まず、指定統計調査によって得た調査票情報について、国及び他の地方公共団体へ提供できるよう規定を定めます。次に、調査票情報の保護を図るため、提供を受けた国及び地方公共団体による調査票情報の適正な管理及び守秘義務並びに目的外利用の禁止規定を定めることとしております。あわせて、条例の適切な施行を担保するために、守秘義務違反などに対する罰則を定めるとともに、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、施行期日は6月1日を予定しております。

統計調査課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○古閑人事課長 人事課でございます。委員会資料の20ページをお願いいたします。

第88号議案包括外部監査契約の締結についてでございます。21ページの概要で御説明をいたします。

1の契約内容についてですが、地方自治法の規定により、包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を内容とするものでございます。

2の契約期間ですが、平成25年4月1日からの1年間となっております。

3の契約金額ですが、1,271万円を上限としております。

4の契約の相手方につきましては、公認会計士の星野誠之氏を予定しております。

星野氏につきましては、選任の理由にありますように、平成19年度から24年度まで、本県包括外部監査補助者として、また、熊本市の入札等監視委員会委員などを歴任されており、監査の遂行に当たって必要な識見を有している方でございます。

なお、契約の締結に当たりましては、地方自治法に基づき、あらかじめ監査委員の意見を聞き、異論がない旨の回答をいただいております。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○池田和貴委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、ここで10分間休憩をとらせていただきたいと思います。

午前11時3分休憩

午前11時9分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続きまして審議を開始したいと思います。

先ほど執行部の説明が終了しましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんでしょうか。

○鎌田聡委員 41ページの情報企画課なんですけれども、スマートひかりタウン熊本の推進事業で予算が計上されておりますけれども、今年度からNTT西日本と包括連携協定をしながら熊本市と3者でやってこられておりますけれども、県の事業として、何か目玉というか、せつかくNTT西日本が熊本をモデル地域に選んで、かなりのやっぱり投資を含めてやっているわけでありまして、そういう意味では、そういった何か県の事業として——空港の電光掲示板というか、そういったのはやられておりますけれども、もう少し何か県民がこの事業によって、いわゆる知事が言われるような幸福量が増すような、そんな取り組みが今年度どうだったのかということ、予算計上されておりますけれども、次年度、どのような事業をやられていくのか。特に、小ロット農産物の流通経路をやっているというような話があったと思いますけれども、この事業がどこまで進展して、どのように実現性があるのか、その点をお伺いさせていただきたいと思います。

○古谷情報企画課長 情報企画課でございます。

スマートひかりタウン熊本推進事業につきましては、委員からお話がありましたように、包括連携協定を昨年2月に締結をいたしまして、いろんなプロジェクトに取り組んでいるところでございますけれども、今年度につきましては、スマートエアポートということでデジタルサイネージ、これは電子掲示板を阿蘇くまもと空港に設置をしまして、また、大津駅の隣にございますビジターセンター、こちらのほうにフライトインフォメーションセンター、そういったものもデジタルサイネージとして設置をして、来訪者の方のために情報を提供しているという状況でございます。これはクラウドという技術を使って

供しているというところです。

また、南関町のほうで、学習機会の創出ということで、これはどちらかという県主導で、eラーニングを使いまして地元の小中学生を集めて集合学習をやるとか、そういったことにも取り組んでおりますし、直近では、高齢者の健康づくりということで、ICTを使って血圧計等のデータを、これもクラウドのシステムを使うんですけども、一元的に管理するというような、そういった取り組みを行っております。

来年度につきましては、こういった取り組みをさらにNTT西日本と協力し合って、協議しながら、また新たなプロジェクトの展開をというふうには考えているところでございます。

また、次に農産物の受発注システムにつきましては、これは農林水産部のほうと連携しながらやるということで、まずは農林水産部の受発注のシステムを構築する中で、それをICTでもってどうシステム化していくかということで、これは、この事業の中では事務費として計上させていただいておりますけれども、現在検討がまだ行われているという状況でございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 せっかく、先ほども言いましたように、包括連携協定でいろんな取り組みを——これは3年間の期間限定のやつですから、いろんな取り組みをやって、それをやっぱり県政全体に広げていけるような取り組みをやっていくべきだと思いますので、今聞いた中ではなかなか、まあ学習教育とか福祉とかには実証的にやられておりますけれども、全体的な広がりには欠けるといいますか、それと、やっぱりICTを本当にうまく生かしているのかどうかということをいま一度検証しなければならないと思いますので、いろんな知恵も絞っていただきたいと思っておりますけれども、

も、県としては、市町村の事業と違ってなかなか身近に感じとれない部分もあると思うんですね。そういう意味では、どこかの市町村——熊本市は包括連携に入っていますけれども、どこかの市町村に一つの絞って、そこにいろんなニーズも含めてやってもらうのを県が後押しするというやり方も、県が直接やるんじゃないかと、そういうやり方もあると思いますから、新年度においては、そういったところも含めてぜひ考えていただきますように、それは要望しておきます。

もう1点いいですか。

税務課ですか、条例関係で、11ページの風俗営業の関係の手数料条例の改正というのが出ておりますけれども、基本的なこの流れを少し把握しておりませんで申しわけないんですが、全体的に安くなっているんですね、手数料が。何でこういうふうには減額、まあ施行令の一部改正ということでもありますけれども、どういう背景でこの施行令が改正されるのか。こういう安くなることによって予算のほうも、手数料が1億ぐらい減少しているような予算を計上されておりますけれども、影響がどのくらいこの風俗関係で出ているのかというのを教えていただきたいと思っております。

○濱田財政課長 財政課から提案しておりますので、財政課から御説明をさせていただきます。

まず第1点目でございますが、この大まかな事務手続の流れについて申し上げます。

パチンコ営業許可をしようとするときに、新規の営業の許可を受けるところが第1番目の営業の許可ということになります。

それから、パチンコ遊戯機の検定と認定という言葉がちょっと入りまじってございますが、基本的に検定と申し上げるのは、このパチンコの機械をつくるメーカーに対して認証を行うという意味、いいよというそのお墨つきを与えるのが検定でございます。もう1

つ、認定という言葉がございますが、これは、県内のパチンコ業者が、この検定を受けた機械を店の中に設置をする、こういうときに認定を受けるという基本的な流れになってございます。ですから、風営法の許可はパチンコ店でありまして、検定はパチンコをつくるそもそものメーカー、そして認定のほうは具体的に県内のパチンコ店ということになります。

第2点目のお尋ねでございますけれども、基本的に、今回お示ししています手数料の額については下がっております。1つだけ上がっておりますが、これは国の風営法で定める手数料の標準額の見直しなんです、その背景をちょっと申し上げます。

幾つか要因がございます。1つは、もちろん人件費の減、これは、その手続といいますか、許認可がかなりなれてきますと、審査時間も短くなって、それに伴います時間が減少するという傾向があらわれます。また、検査機器の高度化に伴いまして、検査をする実際の時間も少なくなっていくというようなこともございますので、そういったことも含めて、審査時間の見直しでありますとかあるいは人件費そのものが減っていると、こういった原因要素がございます。

それと、もう一方はプラス要素もございまして、今回、パチンコの機械というのは非常に高度化をいたしておりまして、こういったものに伴いまして非常に複雑な機械を要したり、技術を要するという点がございまして、こういったのがプラス要因ということになってございます。

結果から申し上げますと、今回、風営法の施行令の中で、手数料が増加しているほうが多うございます。たまたま本県にかかわる許認可だけが下がっているという状況で、この条例を見ますと、ほとんどが下がっているという状況になっているというところでございます。

最後の予算への影響というところでございますが、委員御指摘になりました、冒頭歳入のところでも御説明申し上げました手数料、使用料の減少といえますのは、県にはいろんな複雑な多数の業務がございますが、これが一つ波がございます。例えば、身近な例でいきますと、運転免許の申請あたりのことを思い浮かべていただくと結構だと思いますが、3年あるいは5年という波がございまして、ことしはその波の底に当たってございます。そういったところで、手数料の額というのは減少しているという状況になってございます。大まかに申し上げますと、そういったところでございます。

○鎌田聡委員 手数料の影響というのは、風俗関係のこの改正によってどれだけ減るのかということを知りたいです。

○濱田財政課長 失礼しました。

今回のこの改正に伴いまして、70万の減少という額の影響になります。よろしくお願いたします。

○鎌田聡委員 今理由は聞かせていただきましたけれども、なかなかその手数料を下げるという例が最近においては珍しいんじゃないかなというふうに思いましたので、少し尋ねさせてくださいけれども、特にパチンコ店がそこまで厳しい状況でもないのに、何か下げる必要があるのかなと率直に思いますし、額的にはそう大きな影響額ではないかもしれませんが、これは国の施行令に伴って県としてもやっぱり下げなければならぬんですか。その判断。

○濱田財政課長 手数料の考え方でございますが、基本的には、県の事務でございまして、県が独自にマクロで算定をして、どれだけ事務がかかり、時間がかかり、人件費がか

かっているかというところで積み上げています。ただ、全国一律に許認可を行う場合がありますとかそういった場合には、国の法律なり施行令の中でこの手数料標準を決めるということになってございます。

實際上、県としても、それをもとに判断するわけですが、他県との並び——県をまたがって展開する店もございまして、そういったところあるいは他県との均衡あたりも鑑みますと、結果的にはこの施行令に準ずるということになってございます。

○鎌田聡委員 大体これは全国的に共通する額なんですか。

○濱田財政課長 そのとおりです。

○鎌田聡委員 わかりました。

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしょうか。

○氷室雄一郎委員 14ページですけれども、防災対策費の自主防災組織、これはなかなか今まで進んでこなかったんですけれども、この組織支援員というのは何名ぐらい配置されるんですか。

○福島危機管理防災課長 今回新たに設置します自主防災組織支援員は1名の予定です。

○氷室雄一郎委員 1億3,000万ぐらい、もちろん補助の内容がございましてけれども、2年、3年目までなんですけれども、最終目標は掲げてありましたけれども、その1名ぐらいでこれだけのものを使ってうまくいくんですかね、どうなんですか。

○福島危機管理防災課長 御指摘のとおり、本県の自主防災組織率が低うございます。現

在57.7%ということで、全国平均が77.4%ということで20ポイントほど低うございます。そういう中で、新4カ年戦略で、27年度末までに80%の組織率を目標に掲げております。

今回、自主防災組織、4カ年戦略は昨年つくりましたので、それに向けて頑張ろうということで、今回いろんな制度を盛り込んでおります。その1つが、先ほど御質問ありました自主防災組織支援員の配置でございまして、これにつきましては、やはり市町村の取り組み、なかなか市町村の職員が防災関係、まあ小っちゃい役場でありまして、1人で何もかもやっているというような状況でございまして、そのようなこともありまして、1人専任のこういう支援員を配置しまして、市町村に入り込んで一緒になって取り組んでもらおうと思っております。

また、あわせて自主防災組織の補助金につきましても、昨年度創設いたしました、なかなか、市町村が一緒につき合っただけで補助してもらおうという制度にしてはいたしましたが、市町村の取り組みがこちらが思っているほど進んでおりませんので、思い切って来年度からは県単独でも出すということにしてあります。

あわせて、2年目、3年目の訓練経費の補助あたり2万円を、これもあわせて今回制度として創設しまして、3年間はしっかり県として面倒見るとということでそこを手厚くしてございまして、来年度はそういうことでとにかく80%に向けて頑張りたいというように思っております。

○氷室雄一郎委員 設立時、これは5万円ですかね、定額。初期活動、まあ2年、3年目が2万円という額なんですか。これは市町村が、どういう単位で立ち上げた場合の助成なんですか。それだけちょっと確認。

○福島危機管理防災課長 大体自主防災組織

の場合、自治会単位でつくる場合がありますので、その単位ごとにこの金額で支援するというのを考えております。初年度の場合は、資機材とかそういったものの整備も必要になってまいりますので、初年度は若干手厚くしているということでございます。

○氷室雄一郎委員 お1人で支援員が頑張られるということですが、これはなかなか厳しいんじゃないかと。支援員をふやすなりしてこの辺の、予算もこれだけ組んでおられますし、まあ補助の内容がありますので、しかし、これはなかなか難しいんじゃないかと思うんですけれどもね。しっかり頑張りたいと思います。

もう一つは、3番目の住民避難モデルという、これは具体的にはどこを考えておられるんですか。

○福島危機管理防災課長 これは、昨年の7月の熊本広域大水害で、御案内のとおり、土砂災害等で命を亡くされた方が多数出たということも踏まえまして、深夜の突発的豪雨の中で避難するのが非常に困難ということもありまして制度をつくりました。

今のところ、昨年被害が大きかった阿蘇市と南阿蘇村には、一緒にやろうということでお声かけをしております。ただ、制度につきましては、せっかくの事業でございますので、その他の市町村についても、手を挙げてくるところがあれば御支援したいと考えております。

○荒木章博委員 後から最後に聞こうと思っていたんですが、今先生のがせっかく出たものですから。

熊本県は57%で全国42位ということで、全国平均が77%なんでしょう。そういった中で、その防災に対する——これだけの東北で、ちょうど2年目を迎えて、ああいう大災

害があった中で、熊本のその取り組みですね。

今福島課長が説明されたから重複することは避けられますけれども、例えば防災公園とか公園に係る食料の備蓄倉庫、あれあたりは、今の熊本県全域を見て、もし津波が、震度7とか、この前、トラブ等いろいろ出ましたね。あの防災の会議で出ましたね。数日前、11日ですか、そして12日に発表されて新聞に大きく載りましたけれども、そういう日奈久断層とかいろんな断層とか、いろいろあるんですけれども、これはそういうところの防災に対する備え、食料とか米とか乾パンとかいろいろあるでしょうけれども、その備蓄倉庫あたりも含めた取り組みというのは、どのくらい今熊本県内整備されていますか。

それともう一つは、市町村に呼びかけを、もちろん市町村の協力がなければいけないわけですからね。そういったところも、2つお尋ねしたいと思います。

○福島危機管理防災課長 備蓄につきましては、昨年の5月の防災計画の見直しでも、今後これをきちっと点検して見直しを行うということで盛り込ませていただいております。市町村にも呼びかけを行っておりますが、正直、市町村の状況も含めて、それほどまだ進んでおりません。

今回、先ほど御紹介いただきました、11日に発表しました地震・津波被害想定調査、この想定結果を市町村に当然提供しまして、今後の備蓄についてきちっと整備するように、さらに働きかけをしたいと思います。

まだ具体的には、食料でいけば、市町村でいくと10団体程度でございまして、まだほとんどは水とか毛布とかが中心でございます。そういうことで、備蓄についてはまだそのような状況でございます。

あと県としてできることとしては、流通業界とかいろんな——流通備蓄をすぐに支給で

きるようにということで、そういった協定の整備はかなり進んでいるかと思えます。市町村の要請に応じて、県が中心となって提供できるような体制はかなり整っているかとは思っております。

○荒木章博委員 進んでいない、見直しは考えている、流通団体とはかなり進んでいるということですがけれども、いや、進んでいないと思うんですよ、僕は。それは課長、違うと思うけどな。やっぱりきちんとした備蓄、公園とかの整備とか、熊本県内にもあるわけでしょう、いろんな公園が。そういうところにやっぱり備蓄倉庫とかいろんなものを——いざ災害があったらどういう体制でいくかというのは、やっぱりハザードマップも含めた中で対応すべきだったんじゃないかなと、今後やるべきじゃないかなというふうに思いますね。

だけん、氷室先生が続きをされるから、もうこれは私は終わります。

○池田和貴委員長 氷室先生、続きございますか。

○氷室雄一郎委員 もう1点、別の件ですが、28ページの市町村行政課ですが、3番の地域振興局活動推進費について、これは7,000万ですかね。これは通常よりも——広域本部ができましたので、これは今までよりも大幅に増額になっているんですか。その辺どうなんですか。

○能登市町村行政課長 平成24年度までは5,000万円ということで、おおむね1振興局当たり500万円ということで、その予算でそれぞれの地域の課題の解決を図っていただくということで、自主的に対応していただく予算ということで対応させていただいております。

今年度、広域本部を設置するということで、さらに地域が抱える広域的な課題あるいは広域的な視点から取り組みを推進していただくということで、2,000万円増額して7,000万円ということで措置させていただいております。

○氷室雄一郎委員 1本部当たり500万は増額をされているということなんですかね。

○能登市町村行政課長 1広域本部当たりに直しますと大体500万円ということでございますが、その使い道につきましては、また濃淡、いろいろ申請状況に応じてであろうかというふうに考えております。

○氷室雄一郎委員 それと関連しまして、35ページの地域づくり“チャレンジ”推進事業に4億円という、まあ思い切って増額をされているわけですがけれども、こういう取り組み、これは市町村が連携をしなきゃならぬ事業ですがけれども、こういう面にも、先ほど増額をされている振興局の皆さん頑張っていただけという、その辺もあるんですか、どうなんですか。予算的には。

○坂本企画課長 地域づくり“チャレンジ”推進事業につきましては、先議の際に1億9,000万の減額をさせていただきました。その際にも、25年度はどういった展開をするのかということでいろいろ御質問をいただきましたが、同額で地域づくり推進事業として3億円、そしてスクラムチャレンジ広域連携事業として1億円という形で、補助金の額としましては2億円と1億円、総額の3億円になりますが、そういう形でやらせていただきたいと考えております。

使いやすさの面だとか、いろいろ検討する課題を御指摘いただいておりますので、市町村にもかなり入りまして、来年度の展開につ

いて御説明をして回ったところ、結果的にはことし、昨年以上にやりたいと言っていたいておりますので、この4億円を有効に使っていきたいと考えているところです。

○氷室雄一郎委員 何回も御指摘はしてまいりましたけれども、できればこういう予算が的確に、また各市町村が手を挙げないかぬわけですけれども、その手助けをしっかりと、振興局単位に予算も厚く、まあ厚いかどうかわかりませんが、配分をされて、その意欲を見せられておりますので、この辺もまた検証せないかぬと思っておりますけれども、しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますので。これは要望でございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○荒木章博委員 じゃあ、せっかく夢チャレンジが出ましたからね。多くは、もう幾つもありますから語ることはないんですけども、今回も4億という一つの大型の蒲島県政の骨格とした夢チャレということの中で、実際、それをまた今後も——前回1億9,000万も減額したんですけども、また新年度取りつけてやると、やっぱりそういう坂本課長の姿勢を僕は高く評価したいと思っております。

使うからいいということではなくて、もちろん審査というのはきちんとしなきゃいけませんので、ただ、そういう夢チャレというやっぱり原点に戻った考え方を、企画部長を中心として——企画部長も会計のほうから来とんなはったけんちょっとチェックがかたいですけれども、そういうところも大きく羽ばたけるように、市町村及び団体にも考えていただきたいと。夢ある事業に向かって、これはやりがいがある、じゃあこれはもっと進んでいくことができるというのをやっぱり多くキ

ャッチしてもらいたいと、そういうように思っています。

引き続きいいですか。

21ページの有斐学舎の件なんですけれども、これは関係者の方にちょっと尋ねたら、もうかなり老朽化しているということで、今約60名近い県民の利用者があるというふうに聞いていますけれども、将来の建てかえとか、そういうことは考えられないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。使い勝手も含めて。

○本田県政情報文書課長 有斐学舎を経営しております肥後奨学会とのやりとりといたしますか、実は今回の予算にも含まれておりますけれども、夢チャレンジ分というのがございまして、これについては、一般経費の120万とは別に、寄附金を財源とした予算措置に基づきまして支援をする予定でございます。

実は、財団のほうからは、将来の建てかえ等に充てる財源として使いたいということで、せんだっての先議のときには減額の補正もさせていただきましたが、そういった形で現在保留を行っているところでございます。今回、その分もあわせて予算措置をさせていただきます。

そういうことで、財団のほうでは、将来に向けて建てかえを計画したいという意向はあるというふうに聞いております。

○荒木章博委員 そういう意見があるということですから、老朽化しているものですか、築40年ですからね。そういうところも考えていただきたいと思っております。

次に、22ページの私学助成ということでちょっとお尋ねしたいんですけども、私は、この委員会でも前回か前々回に述べたと思うんですね。私学の助成も含めてですけれども、私学の助成というのは非常に有意義な予算執行の中だと思っておりますけれども、スポーツ

特待が、多い学校は160人ぐらい無月謝ですね。そして、私立の中学校をつくったものですから、今度は小学校にまで、クラブ生徒に、市の小体連とか県大会とか市のところまで先生方が来て加入をしていくと。

そうしますと、小学校から中学校から高校に無月謝で行きたいと、何々ちゃんが何人無月謝で行ったと。だから、監督やコーチに体罰やむなしと。やっぱり体罰してもらってでも勝ちたいという傾向が非常にふえてきているんですよ。だから、ある県では、公衆の前でびんたを打ったけれども、親から電話がかかってきて、先生にびんたも殴っていいと言っていますと、そういう傾向が実際あるんです、熊本県の教育委員会の中に。全国かもしれないけれども。そういった青田刈りの体制というのを、この前私学振興課長にもお話をしました。

やっぱり言葉も整然と、きちんと指導しておりますということで、指導している、指導していると言うんですけれども、だんだんふえていっているんです。私学は健全経営でやって——もちろん、そういうスポーツ特待をとることも大切かもしれません。160人、100人を超す学校なんて異常ですよ。それが、今度は私立の中学校をつくり、今度は小学校まで青田刈りをやり始め出したんですよ。熊本の現状はそうなんだ。だから、体罰とか、幾ら言っても親が認めている。このことをどう思われるかなと思ひまして、予算執行も含めてどう思われるかと思ひまして質問したいと思ひます。

○仁木私学振興課長 6月の委員会の場合でも申し上げましたとおり、そういった傾向というか、そういったものが、まあ行き過ぎたといひますか、青田刈り的なそういった行為がなされているというのは、やはり見逃すことはできないというようなことで、私どものほうも、毎年ではございますけれども、9月の

入試選抜、そういったことで募集が始められる時期には、各学校、それもことしは中学校、高校両方でございますけれども、文書を発出しまして、注意喚起、特に学校のOBとか後援会が、学校の代替役として特定の生徒、その関係者に対して勧誘することがないようにということで、そこら辺についてはお願いをしているところでございます。

○荒木章博委員 熊本市の私学の特待関係は、800幾つで1,000名近いんですよ。だんだん上がっているんですよ。だから、さっきから言うように、建学の精神のもとにスポーツを奨励しようという、これは大変な、スポーツをやる人間としては、そういういろんな過程の中で助かることです。しかし、それがスポーツだけ、その中で選ばれていく人間の特待をしていくということになると、非常にスパルタ、やっぱり夜のスポーツ塾を含めた指導者の過熱、親がそれを認める。このことによつて6年間ないし3年間が無月謝になる。これは相当な金額ですよ、6年間無月謝ということは。入学金、校納金も要らぬわけですから。そして、中には、特Aというのは全て物が要らないわけですよ、道具とか。全部そろえてくれるわけですよ。そして、それにはやっぱり試合勝利主義、勝たなきゃいかぬ。そういうところの取り組みというのを今後対応していただきたいと思ひます。これは最後は総務部長に答えていただきたいと思ひます。この現状をよくわかっておられるから。

○駒崎総務部長 スポーツの振興というのは、県民の期待も非常に大きいところがあります。いろんな全国大会でも、地元選手の活躍が県民を鼓舞するところがありますので、そうした取り組みもしっかりと支援する必要がありますが、行き過ぎたことがないように、あるいは特定の学校が突出した取り組みをすることで、公平、公正な学校間の健全な

スポーツ振興というのがゆがめられることがないように、その両面気をつけながら取り組んでまいりたいと思います。

○荒木章博委員 済みません、もう退職されるから、遺言じゃないですけども、これも大事な総務部長としてのお言葉だったと思うんです。

今、スポーツは、非常に岐路に差しかかっています。全国でいろんな事件が起きて、先般も、県立高校の教師がスポーツで殴ったということでまた話題になっていましたけれども、そういうところで、やっぱり非常に親がやってください、打ってください、そうすると緊張感が出ますからと、そういう風潮になっているんですね。これは、いつかのときにとめなきゃいけないと思う。だから、そういうスポーツ特待とか、やっぱり中体連でベスト8まで入ったら無月謝とか、その中で何ランクまで行ったら無料とか、そういうのが今横行しているんですよ。恥ずかしいことですけども。そういったところを今後お願いしたいというふうに思います。

引き続きいいですか。

次の時習館構想で、いろいろ子供たちにグローバルな海外交流とか、そういうことを上げておられますけれども、これは私学振興課ですね。

この時習館の構想について、どういうふうにか課長はこの時習館ということについて——御案内のとおり、これは孔子の言葉で「学びて時に之を習う」ということで、その時を習うをして、そして朋が遠方から来たりという、そういう時習館の精神の中で、どういうような考えでこういう考え方を、もちろん知事が考えてやられているんですけども、施行される課長としてどういう考えをされていますか。

○仁木私学振興課長 熊本時習館につましま

ては、特に知事の強い思いを受けて実施しております。

知事としましては、高校生の約3割を占める私学の振興というのが、県下全体の教育の振興に資するというので、特に頑張ってくれということによってやっておりますけれども、それぞれの学校が頑張っていくという姿、それから、それぞれの生徒さんたちの夢、そういった将来の選択とか、それに向けての支援というのもございますけれども、一つ時習館ということで、まあバーチャルではございますが、バーチャルの学校ということでやっておりますので、その中で、ただ何々学校、何学校ということではなくて、私学の生徒たちが一緒に学んだり、集まって何かをやったり、その中で活発な取り組みというのがなされるように、しっかり支援していきたいと思っております。

時習館の中で、あすなんですけれども、あすは時習館の館長に特別の講演を私学の生徒たちにさせていただくことにしております。その中で、夢の発見、そして実現ということで、そういったものをテーマにやっていくんですけども、各私学の生徒たちが本当に夢を持って頑張れるように、そんなふうに時習館というのを運営していきたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 よくわかりました。

優秀であれば学問に門戸を開いたというのが時習館でありますし、ここには弓道、武道を含めた大きな武道奨励もあるわけですね。

実は数年前に、山形県の鶴岡市からバトンタッチをして全国藩校サミットを熊本で開催しました。そのとき、私がたまたま招致委員長で、山形や前々回の高遠やら勉強しに行ったりとか、教育委員会とか執行部も一緒に行っていたことも覚えておりますけれども、藩校の精神ということに鑑みて、やっぱり多くの学問も当然ですけれども、要するに

医療の再春館等を含めたそういう多くの、細川重賢公が取り組んだ藩校、その精神を、やっぱりそういういろんな武道を含めて奨励したことについても、多く門戸を広げるように、今後角度を変えた形でお願いをしたいというふうに思っております。

○池田和貴委員長 ほかに、ほかの委員の方ありますか。

○東充美副委員長 17ページの、これは総務で私も最後になると思いますけれども、職員の研修費が4,200万ほど計上されていますけれども、その内容、ずっと人事関係ですけれども、大体毎年同じような研修の内容だろうかと思ったんですけれども、その辺をちょっと教えていただけますか。

○古閑人事課長 研修内容につきましては、カリキュラムそのものは各階層に研修はしております。特に、初任者、4年目、7年目、10年目、あと係長、あと所属長になった段階での研修を実施しております。そのほか、選択型の研修ということで、職員が公募するような形で必要な研修を受けるというような取り組みをしております。

今申し上げたカリキュラムは、大きなメニューの変更はございません。ただ、時々で必要な情報を研修させていただくというような趣旨で、講演といいますか、講義の中身は、その都度毎年考えて、変更なり、対応させていただいているという状況でございます。

○東充美副委員長 内容的にはそれでいいですけれども、よく古閑人事課長から私のところに連絡があるときに不祥事の件が多いんですけれども、そういった形で、飲酒運転等のその内容的なものとか、そんなのも食い込んだ研修もやっぱりありますか。

○古閑人事課長 まさにコンプライアンスと申しますか、法令遵守の考え方については、全ての階層の中で研修のカリキュラムに入れております。

ただ、入れている中でもちょっと起きているということについては、まだ一層工夫をしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○東充美副委員長 確かに、これだけ大きな組織になると、やっぱり目が届かないといけませんけれども、今言われた法令遵守あるいは職員の倫理観といいますか、そういう面もあるものですから、毎年同じカリキュラムでやっておられるかどうかという、その辺をちょっと聞きたかったものですから。

できれば、そういう、何といいますか、法令遵守ができるようなカリキュラムの変更等もやっぱり考えながらやっていかれたらと思いますけれども、これはお願いにしておきます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○荒木章博委員 それでは、25ページのLED化ということで今度予算が計上されています。これは973万2,000円ということで、県庁新館にLEDを導入する予算ということで、これは何%ぐらいLED化についてかかっていますか。それと、今後どのように展開をされるのかちょっとお尋ねしたい。プラスな面とマイナスの面も。

○吉永管財課長 LED化につきましては、一応、一部実証実験的なところで県庁舎にも、南側駐車場とかには既に入っております。ただ、執務室に関しましては、LEDに少し問題がございます。例えば照度が、一般蛍光灯に比べて半分から6割程度とか、あるいは一部ちらつきがあるとかいうことで、執

務室に関しましては少し問題がございますので、実証実験をさせていただいて、順次導入していくということでございますので、今後県庁で実証実験した後で県有施設に入れていくというような計画でございます。

○荒木章博委員 私は、ぜひこのLED化というのは、非常にいいような部分もあるんですけども、今マイナスの面もかなりちらついたりとか、いろいろそういうところもありますので、こういうところをしっかり検証させていただいて、今後取り組みをしていただきたいと思えます。

続けて、もう短くいきますので、加藤、細川の遺産ということで、これは36ページ。

これはもう本会議でも申したから重ねてあんまり多くを言う必要もないかもしれませんが、やっぱり、何とかな、現地に行ったことがないんじゃないかと言ったら、1人何か飛騨高山には行ったということだったんですけども、ただ行って現地を見てきて帰ってこられた。その飛騨高山市の方が案内をしたのかもしれないけれども、そこに脈々と流れる、顕彰会とか、そういう代表の方たちとやっぱり触れ合うということも私は大事じゃないかなということで質問をしたんですけども、組み立てについて——もちろん、県民が加藤、細川を知るところをまず1年目でやられた。クイズをしたりとか、そういうのもこれは一番すばらしいことだと思うんですけども、それをいろんな組み立てていく、例えば極端に言うなら、加藤、細川の大河ドラマとか、そういうところにまで持っていけるような、やっぱりそういう組み立ての仕方の活用、これには地域チャレンジとかそういうのも絡んでくると思うんですけども、そういった何か組み立てられる、やっぱり先に大きく波及していく、そういうやり方も必要じゃないかと思うんですけどもね。宮尾さんにちょっと。

○宮尾地域文化振興局長 荒木委員から先般の委員会でも御指摘いただきましたとおり、また知事も本会議でお答えしましたとおり、段階的に進めていきたいということで考えております。

御指摘の県外への広がりにはいたしましても、来年度は、そういったことも含めて、もっともっと広がりのある事業にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○荒木章博委員 了解しました。

それで、ここの委員会でも申し上げましたけれども、県芸術文化祭のオープニング、これはもちろん文化庁の補助でやられるわけですけども、この前、タクシー代が何百人分、何百台分とか、かつらが10万、20万、貸し衣装が20万とか——20万だったかな、大変な予算をかけて、新聞にも写真入りで大きく載っていましたけれどもね。こういったところで、ことし、文化庁が補助を出してオープニングするのはもう組み立てをされていると思うんですけども、どんなことをされるのかちょっとお尋ねしたい。

○草野文化企画課長 本年度のオープニング事業につきましては、山という、いわゆる大地や伝統文化をテーマに、ダンスと神楽によります創作舞台を制作して、あわせて舞台芸術と造形美術を図っていきたいと思っております。必要ならワークショップ等も行いたいと思っております。

○荒木章博委員 コンテンポラリーのダンスということで今回は取り組んでいくということで、その年々に合った取り組みをする。だから、もちろん文化団体とは仲よくしていかなんけれども、一団体だけのマネジメントでやっていくということになると、危険なこと

になってくると私は思うんですよね。偏り過ぎる。県民に広く募集をしながら、今までやった検証もしていく。このことをぜひ、最後の委員会ですから、訴えたい。それから先はもう言いません、言うとも長くなりますから。だから、短くそこだけ言います。

最後に、もう委員長からあんまり言うと叱られますから、アジアナの要するに5便化、アジアの定期便化。何度も言いますけれども、最後の心構えです。

今回も——前回は流れた予算についても、今回もきちんと予算は計上してありますから、再度その取り組みですね。出かけて行って頼む、それと、向かい入れる人に——きょう、韓国の朴槿恵大統領の本を中心につくる雑誌社の関係者が熊本に来ておりますけれども、昨日の最終で来て、きょうの最終で1泊で帰って、——とかを取材して帰るわけですけども、私も朝の7時半からその方と朝食をしてきた。

ああいう雑誌なんていうのは、波及効果はすごいんですよ、経済界に。そしてまた、韓国のMBCとかKBSとか、韓国最大のテレビ局ですよ。そうしたら、本会議でもちらっと言いましたけれども、熊本の認知度って、北海道の近くですか、東京から何分ぐらいのところですか、熊本を知らないんですよ。だから、アジアナ便を増便しよう増便しようと言っても、認知度が足りないんですよ、熊本は。

熊本は、阿蘇とか天草とか、熊本の食文化とか、歴史と伝統・熊本城とか、重要文化財になった美術館とか熊大とか、そういうものの一体となった取り組みとか、そういうのを知ってもらうには、向こうから来た人と対談をしたり、やっぱり率先して対応していただきたいというふうに思うんですね。

ですから、部長にそのところを、今後の——やっぱり向こうからおいでの方とか、また広報宣伝とかも、もちろん電車の中にくまモ

ンを入れたりして熊本県を認知するのも大切ですけども、そういった広報的なものを含めた考え方をちょっと最後に聞かせていただきたいなと思っています。

○錦織企画振興部長 荒木委員のおっしゃるところ、大変大きな御提言であろうかと思っております。

アジアナの週5便化に加えまして、新しい国際路線の創出というものを2つの大きな課題として、今企画振興部は、小林理事が中心となって進めていただいておりますのでございまして、私も側面からそれを支援していこうと思っております。

そして、これは単に、おっしゃられたとおり、航空便の誘致というだけではなくて、そもそも熊本というのを皆さんにどう認知してもらおうかという話だと思います。これはもはや企画振興部だけではなくて全庁的な問題だと思っておりますので、これはオール熊本県庁の中でみんなで一体となって事業を進めていきたいと思っておりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。

○荒木章博委員 この前、くまモンもテープカットしたのがやっぱり韓国のKBSで全国に流れたんです。韓国でも、あれは何だといってかなり問い合わせがあった。ユーチューブでも今そのことが流れて、今それをみんな見られているように聞いております。

特に韓国のMBCというのは、日本で言うならフジテレビですよ。まあ、国営が一部入っておりますけれどもね。そうすると、KBSというならば日本のNHKですよ。そういう代表の方たちが熊本を訪れるわけですから、まあ一部は内々で来られますけれども、やっぱりそういったところにも熊本をいかに認知させていくかということも、もちろん週5便化に向けての予算計上も大切ですけども、いざ5便になったときに予算をつけたかんと

これはできないわけですから。まあ、流すというか、それも覚悟でやっぱり取り組んでいくというのも、その姿勢は高く評価をしたいと思えますけれども。

今後、やっぱり部長を中心として、関係各課と連絡をとって、熊本のアジアにおける認知度、そういうことをやっぱり今後取り組んでいただきたいと思ひまして、質問を終わります。

○池田和貴委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、第33号、第36号、第44号、第48号、第54号から第60号まで及び第88号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第33号外11件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号外11件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

○錦織企画振興部長 審議の途中で大変申しわけございませんが、重要事項ですので御報告申し上げます。TPP関係の御報告でございます。

皆様既にお聞き及びと思いますが、報道によりますれば、TPP交渉への参加を正式表明する安倍首相の記者会見が、本日午後6時から行われるというものが出ております。

これが実際に行われればということでございますが、県としては、庁内の連絡体制として、知事を本部長といたしますTPP協定に係る情報連絡本部を本日設置する予定でございます。総理の記者会見がございましたら、その後速やかに会議を開催する予定でございます。

TPP問題につきましては、今後庁内各部で十分に連携して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○池田和貴委員長 ありがとうございます。

部長、TPPについては、議会からも意見書も何度も出しております。なかなか情報不足のところもございますので、しっかりと情報を把握して、議会のほうへの情報提供をよろしく願います。

次に、執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思ひます。

それでは、関係課長から順次報告をお願いいたします。

○福島危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

熊本県地域防災計画の見直しについて御報告いたします。1ページをお願いします。

昨年度から進めておりました地震・津波被害想定調査につきまして、去る3月11日に開催しました熊本県地域防災計画検討委員会で最終的な取りまとめを行いましたので、その概要を御報告いたします。

2ページが、検討対象地震の一覧及びそれ

らの活断層の位置図でございます。

3ページをお願いします。

検討対象の全地震における最大震度の集計結果でございます。市町村内に一部でも震度7が想定される箇所がある市町村が、計16市町村となっております。

また、4ページには、市町村ごとに、さらに地震ごとに最大震度を表記しております。黄色で着色している箇所が、各市町村での最大震度となるケースでございます。

5ページをお願いいたします。

津波の高さの想定結果でございます。

津波高と津波波高の2種類で示しております。津波高が、地盤面から波の最頂部までの高さ、いわゆる標高でございます。それと、津波波高が、満潮位からてっぺんまでの高さでございますので、その違いについては御留意いただきたいと思っております。

6ページに、計算結果をまとめております。

最下段に箱で囲んでおりますが、津波波高は比較的小さく、また、津波高もおおむね既存の海岸堤防高を下回っているところでございます。

7ページをお願いします。

沿岸市町村ごとに、さらに地震ごとの津波高、津波波高の計算結果でございます。

また、8ページには、その箇所ごとの最大の津波波高を色で図示いたしております。

続きまして、9ページをお願いします。

浸水域の想定結果でございます。

浸水域の計算に当たりましては、一番上の文章で書いてございますが、海岸堤防の現在耐震点検を実施中であり、正確な状況が把握できておりませんので、国の指針に従いまして、地震によって堤防が損壊するとの前提で算定しております。最悪の条件のもとで計算しておりますので、御留意いただきたいと思っております。

その前提で計算した結果、県全体の浸水域

は、下段の表の合計のとおり、約1万6,200ヘクタールとなっております。

10ページが、それを地図で示したものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

被害想定 of 建物被害の想定結果でございます。

地震による火災の被害が大きくなる強風時のもとで計算しております。また、在宅率、家の中にいらっしゃる方の割合が高い午前5時、それと、火を最も扱います午後6時の2パターンで算定をしております。

最も被害が大きいののが布田川・日奈久断層帯で、いずれも全壊数約2万8,000棟、半壊数が約8万2,300棟となっております。

12ページが、人的被害の想定結果です。

最も被害が大きいののは、やはり布田川・日奈久断層帯でございます。午前5時の場合で、死者数が約960人、重傷者数約4,700人、負傷者数約2万2,700人となっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

地域防災計画の見直しの全体概要でございます。

昨年度から2カ年にわたり地域防災計画の見直しを行ってまいりましたが、最下段の見直しのポイントに記載のとおり、昨年度につきましては、東日本大震災の教訓をもとに、主にソフト対策を中心に7つの視点で見直しを実施しております。

そして、今年度、平成24年度におきましては、ポイントとして、1つが、先ほど御説明しました、地震・津波被害想定調査結果を踏まえまして、災害に強いまちづくりの推進としてハード対策の視点を新たに加え、計8つの視点で見直しを実施しております。2つ目のポイントが、昨年7月の熊本広域大水害の災害対応に係る検証報告を反映させておりま

す。

次に、14ページでございますが、ただいま申し上げました8つの視点ごとに、14ページ、15ページにわたりまして主な見直し事項を取りまとめております。黒書きが23年度での見直し、朱書きが今年度の見直しでございます。

さらに、朱書きの見直し分について、最後に括弧書きを記載しておりますが、凡例3に掲載のとおり、見直しに当たり参考とした点を記号で示しております。

5月の防災会議に向け、鋭意見直しを進め、防災体制のさらなる充実強化に努めてまいります。また、被害想定調査結果につきましては、市町村を初め防災ライフライン関係機関にも提供し、それぞれ防災対策を講じていただくよう、改めて働きかけてまいります。

以上で御報告を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○吉永管財課長 管財課でございます。

県有財産の管理、利活用に関しまして報告させていただきます。

先ほど予算を御審議いただく際に申し上げましたが、管財課におきまして、今後の県有財産の管理や利活用に関する基本方針を取りまとめたところでございますが、今後この基本方針に沿って具体的な取り組みを進めていくこととしておりますので、御報告させていただきます。

本日は、資料としまして、縦のA4判でございますが、表紙に経営戦略的視点に立った県有財産の管理に関する基本方針(案)となっておりますが、この本編とそれから4ページものの概要版を用意させていただいております。この概要版に沿って説明させていただきます。

まず、1ページの県有財産の現状と課題でございますが、県が保有しております財産

は、管財課が所管しております財産台帳管理分と道路等の個別用により所管課が管理しているものがございます。このうち財産台帳管理分は、土地9,332ヘクタール、建物5,624棟となっております。膨大な量になっております。近年の傾向は、用途廃止や未利用地の売却により建物、土地ともに低減傾向にございます。

その下に、表と円グラフで土地、建物の内訳を示しておりますが、土地は山林、建物は学校施設が大きなウエートを占めております。

次に、2ページに参りまして、この県有財産であります。老朽化が進んでいることを初め、さまざまな課題がございます。特に、施設の老朽化に関しましては、1970年代に建設されたものが多く、建築後30年を越すものが延べ面積の半数を越しております。今後建てかえや大規模改修等が一時的に集中することが予想されます。

このため、財政負担の軽減や平準化等に取り組むことが必要であることから、この対象手法とされておりますファシリティーマネジメントの手法を導入し、対応することといたしました。このファシリティーマネジメントにつきましては、枠囲いで定義をお示しております。

今後、こうした視点で、個別施設の現状だけでなく、県全体の財産を総合的に把握し、建物保有コストの削減や財政負担の平準化の観点から、長期的な視点で計画的に管理し、また、未利用資産については、売却の推進や貸し付けといった利活用を図ってまいります。

対象は全ての県有財産ですが、個別法令により管理されるものは、財産ごとにマネジメントすることとしております。なお、先進県の青森県を初め多数の県において、こうした取り組みが始まっているところでございます。

本県の基本方針では、ファシリティーマネジメントのための基本的な取り組みとして、3ページになりますが、3つの大きな取り組みの柱となっております。

まず、総量の最適化では、分散している施設を1つの施設にまとめる集約化や未利用施設の売却等を行い、適切な施設保有とすることを目指します。次に、効率的活用では、効率的な維持管理による管理コストの削減や貸し付け等による有効活用を推進します。3番目の施設の長寿命化では、県有施設の計画的な維持、補修を行う予防保全による長寿命化を推進します。

下の段に、この3つの柱の推進方向をお示ししておりますが、3つの見直し、量の見直し、使い方の見直し、質の見直し等をして進めていくものと考えております。

次に、こうした取り組みの効果ですが、4ページになりますが、3つの大きな取り組みを進めることで、施設の維持管理、改修等に要する費用の削減や貸付料の確保のほか、長寿命化することで将来的な経費の平準化が図られるといった効果が期待されます。

なお、このほか、その他の取り組みとしまして、今後の施策の展開に資するための情報の一元化や職員の意識改革のための講演会、研修会等を開催することとしております。

最後に、今後の主な取り組みをスケジュールとしてお示ししておりますが、まず現状把握が必要でございますので、県有施設全体の老朽化度の調査や施設管理コストや改修費用の試算を実施してまいります。このほかにも、できるものから順に取り組む予定でございます。今後も、こうした取り組みにより、県有財産の適切な維持管理や活用に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

報告は以上でございます。

○坂本企画課長 企画課でございます。

フードバレー構想(案)について御説明いた

します。

本日は、A3横2枚の概要版とA4冊子の構想本文の2種類をお配りしておりますが、概要版にて御説明させていただきます。

なお、名称はまだ仮称としておりますが、他県でもフードバレーという名称を用いたものがありますので、県名と地域がわかるように、熊本県南フードバレー構想という名称を軸に検討をしているところでございます。

まず、1枚目の資料左上、第1章、フードバレー構想とは、(1)構想策定の趣旨をごらんください。

このフードバレー構想は、平成23年12月に策定しました政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像、いわゆるビジョンにおける方向性をもとに、幸せ実感くまもと4カ年戦略において、県南地域活性化の起爆剤として位置づけ、策定するものです。地元自治体等と一緒に展開してまいります。

(2)本県の現状と課題及び(3)日本における農林水産業、食の可能性を踏まえ、(4)にありますように、県南地域の豊富な農林水産物を生かし、食品、バイオなどの研究開発機能や企業を集積させるフードバレーの形成を推進することで、地域の活性化を目指します。

そのため、今後の目指すべき姿や取り組みの方向性を示すこの構想を策定し、食関連産業の振興に向けた幅広い取り組みを展開していきたいと考えております。

なお、この構想に沿った個別具体の取り組みにつきましては、今後実施計画を策定しながら進めていくこととしております。

次に、上段中央の(5)の構想の対象となる産業等についてですが、食関連産業のイメージ図をお示ししております。

その範囲は、左側点線で囲んだ部分の農林水産物や加工食品、飲料など、食べ物を中心としつつも、イグサ、花卉、木材など、食べ物以外の1次産品やその加工品、また食品加工機械や農業用資機材、流通、小売、さらに

は植物工場などの環境制御技術、システム関連まで幅広く対象としてとらえ、展開していきたいと考えております。

その右(6)の構想推進エリアですが、イメージ図の実線で示した地域、八代、水俣・芦北、人吉・球磨地域から成る県南地域において展開をいたします。また、隣接する宇城、天草地域における同じ方向性を目指す取り組みについては、一体となった展開を図っていきます。そして、将来的には、このフードバレーの取り組みが県内全域にも拡大、波及していくことを目指したいと考えております。

次に、資料の下段部分をごらんください。

第2章、県南地域を取り巻く環境についてですが、まず2の1、県南地域の社会的状況では、人口や市町村民所得などを分析し、県南地域が厳しい状況にあることを示しています。

次に2の2、県南地域の産業等の現状ですが、(1)の産業構造では、農林水産業が大きなウェートを占めていること、(2)の農林水産業では、県南各地域では、それぞれの特徴を生かした多彩な農業が営まれていること、(3)の製造業では、比較的食品関連の製造が盛んな地域であること、(4)の八代港では、貨物取扱量において、輸入が輸出を大きく上回っていることなどを記載しております。

次に、中央部分の2の3、食関連産業の現状とニーズをごらんください。

まず、(1)3つの分野における強みと課題では、地域の現状分析や食品関連事業者へのヒアリングやアンケート結果から、生産・加工、流通・販売、研究開発の3つの分野について、強みや課題を整理しております。

具体的なものとしては、例えば生産・加工分野では、強みとして、農業生産や6次産業化におけるポテンシャルが高いこと、課題として、生産者と加工業者の連携体制がうまく構築されていない面があることなどを挙げております。

次に、流通・販売では、強みとして、拠点直売所の設置等により地域製品の販売力が向上しており、生産者と消費者をつなぐ取り組みの拡大が見込まれること、課題としては、現在販路開拓に取り組んでいない業者が4割強あり、販路開拓の方法がわからないと回答している事業者もいることなどが挙げられます。

中でも、ブランド面において、強みとして、トマトやショウガなど競争力を持つ商品がある一方で、課題として、県南の主要生産物の九州外での認知度が低く、さらなるPR展開や販路開拓が必要であることなどが挙げられます。

次に、左側の研究開発の分野ですが、強みとしては、自社で研究開発を行っている企業が多く、公設試験研究機関とのさらなる連携で研究開発機能の強化が見込まれること、課題としては、中小規模の事業者が多く、研究開発などの支援機能の充実が求められていることなどが挙げられます。

次に、(2)食関連産業の振興に係るニーズについてですが、ここでは、各地域の特徴や課題などから、県南地域全体で食関連産業を振興していく上で求められるさまざまなニーズを大きく4つにまとめています。

まず1つ目は、地域内の生産物の価値をさらに高めていく6次産業化や農商工連携をさらに推進すること、2つ目は、食に関連する企業、研究機関の機能等の強化、集積につながる取り組み、3つ目は、県南地域の生産品の国内外への販路拡大に向けた取り組み、4つ目は、地域のリソースを生かした人材育成や関係者の連携強化につながる取り組みです。こうしたものが求められていると考えております。

次に、資料の2枚目をお願いいたします。

第3章、構想推進に向けた取り組みの方向性について御説明いたします。

ここでは、先ほど説明しました県南地域の

現状や4つのニーズなどを踏まえて、県南地域における食関連産業の振興のため、(1)から(4)の方向性に沿って取り組みを進めていくこととしています。

1つ目が、(1)6次産業化、農商工連携による地域内生産物等の高付加価値化です。

左の枠内にありますように、目指す姿としては、6次産業化や農商工連携が地域全体に展開され、多様な高付加価値商品の生産が行われている、フードバレーとしてのブランドが確立し、地域内の生産物が高い評価を受けているという姿を描いています。

取り組みの方向性としては、その目指す姿に向けて、6次産業化、農商工連携の活発化、他地域との差別化による高付加価値化、生産・流通体制の整備の3つを掲げています。

取り組みの方向性の右側、点線枠内にそれぞれの方向性に沿った主な取り組みを記載しております。

次に、2つ目が、(2)地域内生産物等を生かす企業、研究開発機能等の集積です。

目指す姿としては、食品関連の企業や研究開発機能の集積が進み、地域経済の活性化、雇用の創出などにつながっているという姿を描いております。

取り組みの方向性としては、企業等の農業参入促進、食関連企業、研究開発部門の誘致、地域の食関連産業の育成、振興、食関連の試験研究機能の強化、連携の3つの方向性を掲げています。

資料の右上をごらんください。

3つ目が、(3)アジアとの貿易拡大、首都圏等への販路拡大です。

目指す姿としては、県南地域の農林水産物や加工品が、八代港の活用等により海外へ活発に輸出されている、首都圏等の大消費地において、生産物の認知度が向上し、シェアを拡大しているという姿を描いております。

取り組みの方向性としては、八代港の活用

等によるアジアとの貿易拡大、首都圏等への販路拡大の2つを掲げております。

4つ目が、人材育成の強化、推進体制の構築です。

目指す姿としては、流通や経営、加工などの幅広い知識を備えた人材が育ち、地域経済の牽引役となっている、食に関連する活発なネットワーク活動から、新たな企業、高付加価値商品が数多く生まれているという姿を描いております。

取り組みの方向性としては、人材育成、推進組織の設立、機能強化、ネットワーク形成の3つを掲げております。

次に、資料下段部分の第4章、推進体制について御説明します。

フードバレー構想を推進し、県南地域の活性化を図るためには、行政のみならず、関係者がそれぞれの立場で積極的に参画し、役割を果たしていくことが不可欠だと考えています。

そこで、構想推進のための役割分担を記載しております。

まず、主役となる農林水産業者や商工業者の方々ですが、協議会で行うことになる交流会や研究会などの各種の取り組みへの積極的な参画、また、新たな商品開発へのさらなるチャレンジが期待されます。

(2)として、大学や研究機関には、新たな商品につながる技術シーズの提供や共同研究など、農林水産業者や商工業者とのさらなる連携などが期待されます。

(3)で、行政の役割を記載しております。県と市町村は、農林水産業者や商工業者の方々が活躍しやすい環境づくりを行います。交流・連携体制の整備とともに、構想推進に必要な事業の実施により、関係者の主体的な取り組みを促進することが重要な役割であると考えております。

最後に、右側の4の2、フードバレー構想の推進体制の構築ですが、ネットワークづく

りの中心となる協議会を、地元市町村を初め関係者の方々と、平成25年度の早い時期に設立したいと考えております。議会答弁にもありましたが、早速4月には、県南15市町村とともに、協議会の設立発起人会を立ち上げる予定としております。

なお、本構想の策定に当たっては、関係市町村との意見交換も行っていました、市町村の構想への期待は大きく、協議会への参画も含め、前向きな御意見をいただいております。本構想で示した方向性に沿って、市町村と一体となって県南地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○池田和貴委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんでしょうか。

○荒木章博委員 先般、副知事の選任のあれが出ましたけれども、総務部のほうでそれは取り組まれるんですか、それとも知事公室長のほうで。質疑の関係があるものだから、それだけちょっと確認をしたいと思います。

○駒崎総務部長 人事案件そのものは総務部のほうで、人事課を中心に議案として取りまとめる作業は行っております。ただ、副知事人事は、特に知事の一歩の懐刀ということでございますので、いろいろな活動をする中で知事が直接動かれるケースもございますので、そこは100%総務部経由でない部分があるかもしれません。

○荒木章博委員 了解しました。

○鎌田聡委員 先般、オスプレイの飛行訓練が、九州を飛ぶんじゃないかという話から変更になったですね。オレンジルートとかイエロールートとか何か色は知りませんが、その変更になった理由は何か聞かれますか。

○福島危機管理防災課長 オスプレイの飛行に関しては、最初3月6日から8日に飛行するというので連絡がありまして、まず一旦3月4日の夜に九州のルートを飛行するというので連絡がありましたが、翌日になりまして、自衛隊との訓練の兼ね合いで四国のほうのルートに変更するという連絡がありました。

○鎌田聡委員 それで、変更になった後はあれなんですけれども、実際訓練飛行をやるといときに、県民への情報提供、これはマスコミを通して私どもは知ったわけなんですけれども、県から県民に対してこういうふうな——特に関心が高いですから、やっぱり何らかの情報提供をすべきじゃないかと思うんですけれども、それはやられたんですか。

○福島危機管理防災課長 防衛省から連絡がある事項につきましては、報道機関、それと、当然市町村、消防本部等関係機関に連絡をしているところでございます。

○鎌田聡委員 今後も、何かあんまり時間がない中でそういうふうな話が出てまいりますので、非常にやっぱり関心が高いわけですから、ぜひそういった連絡が入り次第、できるだけ早くその情報をとることがまず大事だと思いますし、早目の情報提供を防衛省に対して求めていくことがまずは第一義だと思いますけれども、その後の県民への情報提供は迅速に対応していただきますように、これは要

望しておきます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後0時29分閉会

○池田和貴委員長 なお、本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、東副委員長を初め委員の先生方には御協力をいただきまして、本委員会の活動を進めてまいりました。大変実のある議論ができたことというふうに思っております。

特に、今年度につきましては、知事選挙があった関係で、6月、肉づけ予算、新4カ年戦略の制定を短期間でやらなければいけなかったり、また、衆議院選挙が終わった後の経済対策に向けて、本当年末年始もないような形で執行部の皆さん方及び議会のほうでやってきた成果というのも出てきているのではないかとこのように思っております。

これもひとえに委員の先生方のさまざまな活発な御議論と、それと執行部の皆さん方の献身的な努力のたまものだというふうに、大変当委員会としても感謝をしているところでございます。

この成果をもって、熊本県の県勢浮揚に向けて次の年度に移っていくわけでございますが、ぜひ皆様方には、引き続きまして御尽力をいただくことをお願い申し上げますとともに、勇退される皆さん方も、県庁マンとして頑張っておられたさまざまな識見や、そして皆さん方のお知恵を地域社会の中で還元をしていただきまして、またこの熊本県の発展のために御協力いただきますことをお願い申し

上げまして、最後の御挨拶とさせていただきます。

どうも大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

続きまして、副委員長から御挨拶をお願いいたします。

○東充美副委員長 この1年間、池田委員長のもとで、拙くも職責を全うすることができました。これも委員各位の皆様方の御指導、そしてまた御鞭撻、御協力のたまものと感謝申し上げます。加えて、執行部の方々も、これまでいろんな面で誠実に、そしてまた真摯に対応していただきましたことに、また改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

幸せ実感くまもとづくりも、まだまだこれからが本番でございます。我々議員も、そしてまた執行部も、一丸となって県民の幸福量の増大のためにこれから頑張っておりますように、心から御祈念を申し上げたいと思いますとともに、本日、今委員長が言われましたけれども、勇退される方々、別の視点からこの熊本県を眺めていただいて、そしてまたいろんな経験を持っておられますので、県勢の発展に寄与していただきたいと、そういうふうをお願いを申し上げまして、簡単、粗辞でございますけれども、お礼の言葉にかえたいと思います。

きょうは本当にお世話になりました。（拍手）

○池田和貴委員長 委員の皆さん、執行部の皆さん、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後0時32分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長